

○厚生労働省令第百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜百五十八 (略)</p> <p>百五十九 (略)</p> <p>百六十 N―(一)―〔二―ヒドロキシ―二―(チオフェン―二―イル)エチル〕ピペリジン―四―イル〕―N―フェニルプロパ ンアミド及びその塩類</p> <p>百六十一 (略)</p> <p>百六十二〜二百四十九 (略)</p> <p>二百五十 (略)</p> <p>二百五十一 メチル 二―〔一―(四―フルオロブチル)―一H ―インドール―三―カルボキサミド〕―三・三―ジメチルブ タノアート及びその塩類</p> <p>二百五十二 (略)</p> <p>二百五十三〜三百 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜百五十八 (略)</p> <p>百五十九 四―ヒドロキシ―N・N―ジイソプロピルトリプタミ ン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百六十 (一RS・三SR)―三―〔二―ヒドロキシ―四―(二 ―メチルオクタ―二―イル)フェニル〕シクロヘキサ―一 ―オール及びその塩類</p> <p>百六十一〜二百四十八 (略)</p> <p>二百四十九 一―〔三―メチルフェニル)メチル〕ピペラジン 及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二百五十 メチル 二―〔一―(四―フルオロベンジル)―一H ―インダゾール―三―カルボキサミド〕―三・三―ジメチル タノアート及びその塩類</p> <p>二百五十一〜二百九十八 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正)
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和三年厚生労働省令第十五号)第十四条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十六」を「二百九十八」に、「二百九十七」を「二百九十九」に、「二百九十八」を「三百」に改め、同表改正後欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十六」を「二百九十八」に、「二百九十七」を「二百九十九」に、「二百九十八」を「三百」に改める。